

## 障害のある方へ 助成制度をご利用ください

各手当の支給対象に該当し、まだ受給していない方は、申請してください。  
いずれの手当でも5月・8月・11月・2月に助成金を振り込みます。  
問合せ 障害者福祉課相談係(本庁舎2階) ☎(5273)4518・FAX(3209)3441

### ◆心身障害者福祉手当(区制度)

対象 次のいずれかに該当する方

- ▶身体障害者手帳1～3級
- ▶愛の手帳1～4度
- ▶精神障害者保健福祉手帳1級
- ▶脳性まひ・進行性筋萎縮症
- ▶難病疾病
- ▶戦傷病者手帳特別項症～2項症

※施設に入所している方(右表参照)、児童育成手当の障害手当支給対象の方、新規申請で(手帳取得時)65歳以上の方、所得が一定以上の方は対象外です。

手当額(月額) 1万5,500円(身体障害者手帳3級、愛の手帳4度の方は7,750円)

### ◆特別障害者手当(国制度)

対象 次のいずれかに該当する方

特別障害者手当…日常生活で常時特別の介護が必要な状態にある20歳以上の方で、▶①身体障害者手帳おおむね1級・2級の方、▶②愛の手帳おおむね1度・2度の方、▶①②と同程度の疾病・精神障害の方(施設に入所している方(下表参照)、病院等に3か月を超えて入院している方、本人と扶養義務者の所得が一定以上の方は対象外)

障害児福祉手当…日常生活で常時介護が必要な状態にある20歳未満の方で、▶①身体障害者手帳おおむね1級・2級の方、▶②愛の手帳おおむね1度・2度の方、▶①②と同程度の疾病・精神障害の方(施設に入所している方(下表参照)、障害を理由とする年金を受けている方、本人と扶養義務者の所得が一定以上の方は対象外)

手当額(月額) ▶特別障害者手当2万7,980円、▶障害児福祉手当1万5,220円

入所施設等	心身障害者福祉手当	特別障害者手当	障害児福祉手当
養護老人ホーム	×	×	△
特別養護老人ホーム	×	×	△
介護老人福祉施設	×	×	△
軽費老人ホーム	×	○	△
有料老人ホーム	○	○	△
グループホーム	○	○	○
救護施設・更生施設	×	×	×
障害者支援施設・障害児入所施設	×	×	×
病院等に3か月を超えて入院	○	×	○

(×は受給不可、○は受給可)

●受給資格喪失時の届出はお忘れなく  
次に該当する場合は、手当の受給者資格がなくなりますので、必ず届け出てください。  
▶死亡したとき  
▶新宿区から転出したとき  
▶左表の施設に入所したとき

## 後期高齢者医療制度

問合せ ▶保険料の変更点…東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター☎0570(086)519(土・日曜日、祝日を除く)、▶入院時負担軽減支援金…区高齢者医療担当課高齢者医療係(本庁舎4階)☎(5273)4562・FAX(3203)6083

### ◆令和5年度の変更点

#### ●均等割額の軽減が適用される基準額が変わります

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、均等割額の軽減が適用される基準額が変わります。

「被保険者全員と世帯主の総所得金額等を合計した額(★)」が下記に該当する世帯		軽減割合
改正前	改正後	
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円以下	43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円以下	7割
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+(28.5万円×被保険者の数)以下	43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+(29万円×被保険者の数)以下	5割
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+(52万円×被保険者の数)以下	43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+(53.5万円×被保険者の数)以下	2割

※65歳以上(令和5年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。

※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は(★)の算定対象です。

※世帯の判定は毎年度4月1日時点(年度の途中に東京都で資格取得した方は資格取得時)で行います。

※年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者と世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上の場合に適用します。

### ◆入院時負担軽減支援金の申請を

医療機関に年度内(4月1日～翌年3月31日)で通算して7日以上入院した場合、日数に応じて以下の金額を支給します。

※介護施設への入所は対象外です。

※区の後期高齢者医療制度に加入した日以降の入院が対象です。

#### 入院日数・支給金額

- ▶7～60日…1万円
- ▶61～120日…2万円
- ▶121日以上…3万円(年度内限度額)

申込み 以下の書類を、高齢者医療担当課高齢者医療係または特別出張所へ直接、お持ちください。郵送での申請を希望する方は、お問い合わせください。

- ▶入院日数が分かる病院等の領収書原本
- ▶入院した方(被保険者本人)の後期高齢者医療被保険者証
- ▶入院した方の口座内容が分かる通帳等(入院していた方が亡くなった場合は相続人の口座内容が分かる通帳等と印鑑)
- ▶申請者の印鑑と本人確認書類(マイナンバーカード(個人番号カード)・運転免許証・健康保険証・介護保険被保険者証)

## 福祉



### 西新宿シニア活動館の催しイベント

#### ●みどりのボランティア養成講座

講座終了後、団体として地域で活動していただける方を募集します。

日時 5月～11月(8月を除く)の毎月第3水曜日午前10時～12時、全6回

対象 区内在住の50歳以上、15名

内容 ガーデニング等の座学と実技

持ち物 飲み物、エプロン

申込み 4月25日(火)～5月9日(火)に電話で問合せ先へ。応募者多数の場合は抽選。

会場・問合せ 同館(西新宿4-8-35)

☎(3377)9380

### 認知症に関する相談・学習会 講座

#### ●認知症介護者相談

日時 5月1日(月)午後2時～4時

会場 区役所第1分庁舎2階区民相談室

対象 認知症の方の介護者等で心や体に悩みを抱えている方、3名

内容 西新宿コンシェルシアクリニック精神科医師による相談

申込み 4月17日(月)から電話で問合せ先へ。先着順。

問合せ 高齢者支援課高齢者相談第一係(本庁舎2階)☎(5273)4593

#### ●認知症・もの忘れ相談

日時・会場 ▶①5月16日(火)…落合保健センター(下落合4-6-7)、▶②5月25日(木)…四谷高齢者総合相談センター(四谷三栄町10-16、四谷保健セ

ンター等複合施設4階)、いずれも午後2時30分～4時

対象 区内在住でももの忘れが心配な方、各日4名

内容 新宿区医師会認知症・もの忘れ相談医による相談

申込み 4月17日(月)から電話で問合せ先へ。先着順。

問合せ ▶①は落合第一高齢者総合相談センター☎(3953)4080、▶②は四谷高齢者総合相談センター☎(5367)6770

#### ●認知症介護者家族会(学習会)

日時 5月11日(木)午後1時30分～3時30分

会場 百人町地域交流館(百人町2-18-21)

対象 区内在住で認知症の方を介護しているご家族ほか

内容 薬剤師による講座「知っておきた

い薬のはなし～認知症薬&薬の疑問を解決」と介護者同士の交流会

申込み 電話かファックス(5面記入例のとおり記入)で問合せ先へ。

問合せ 高齢者支援課高齢者相談第二係(本庁舎2階)☎(5273)4594・FAX(5272)0352

### ささえーる 中落合の講座 講座

#### ●手拭いを使った楽しい巾着作り

日時 5月13日(土)午後1時～3時

対象 区内在住の小学5年生以上、5名(小学4年生までは保護者同伴)

申込み 5月6日(土)までに電話で問合せ先へ。応募者多数の場合は抽選。

会場・問合せ 同館(中落合1-7-1)☎(3565)6375(日曜日を除く午前9時～午後6時)